

議案第 23 号

笠岡市及び里庄町青少年育成協議会の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、令和 4 年 3 月 31 日をもって、笠岡市及び里庄町青少年育成協議会を廃止することについて議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

笠岡市及び里庄町において設置する笠岡市及び里庄町青少年育成協議会を廃止することについて協議したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

笠岡市及び里庄町青少年育成協議会の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、笠岡市及び里庄町青少年育成協議会の廃止について、次のとおり定める。

1 廃止の期日について

令和4年3月31日

2 廃止の理由について

現在、育成協議会では、青少年健全育成に必要な業務に関する事務の一部を笠岡市と里庄町で共同管理・執行するという目的のもとに設置しており、2市町が連携・協働するかたちで近隣市町エリアでの補導パトロールや青少年健全育成にかかる広報・啓発活動を主に行なってきた。

近年の状況において、笠岡市と里庄町での青少年を取り巻く状況や課題も変化してきており、また補導パトロール活動で指導すべき「非行」の形態が、日中の屋外での問題行動から、学校や家庭内での問題行動、スマホ等でのSNS内での陰湿な問題行動にも変化してきており、現実として、補導件数自体は減数傾向にある。

笠岡市と里庄町がそれぞれ抱える多様化、複雑化、深刻化する青少年問題の個別案件対応が増加する傾向にあり、市町単独での取組のさらなる充実や、より身近に即応した事業実施が求められていることなどから、このたび協議会を廃止することとする。

3 協議会の収支について

協議会の収支については、笠岡市及び里庄町との協議のもと、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

この協議書の成立を証するため、本書2通を作成し、構成市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

笠岡市長 小林 嘉 文 (印)

里庄町長 加藤 泰 久 (印)